

○廿日市市地区集会所使用許可に関する要綱

平成26年3月24日

要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置した地区集会所のうち別表に掲げる施設の使用許可に関し、廿日市市公有財産管理規則（昭和63年規則第16号）の規定に定めるものの外必要な事項を定め、もって地域自治の推進に資することを目的とする。

(使用団体)

第2条 市長は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、地区集会所を公共的団体（町内会又はこれらで構成する連合組織をいう。以下「町内会等」という。）に限り、使用を許可することができる。

(使用許可の手續)

第3条 地区集会所の使用許可を受けようとする町内会等は、別に定める地区集会所使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により地区集会所使用許可申請書を受け付けしたときは、別に定める様式によって許可に応ずるかどうかの決定を申請者に通知しなければならない。

(使用許可の期間)

第4条 第2条の使用許可の期間は、5年以内とする。

(使用料)

第5条 市長が町内会等を使用許可する地区集会所の使用料は、廿日市市行政財産の使用料に関する条例（昭和63年条例第33号）第6条第4号の規定に基づき、免除とする。

(使用用途)

第6条 地区集会所の用途は、次に掲げる事業のために使用するものとする。

- (1) 町内会等の日常的な生活課題の解決のための活動
- (2) 地域づくり活動及び地域の活性化に資する活動
- (3) 防災資機材等町内会等が所有する動産の管理
- (4) その他市長が認める事業

(使用制限等)

第7条 第3条第2項の規定により集会所の使用の許可を受けた者（以下、「使用者」という。）は、次に掲げる行為を地区集会所において行い、又は行わせてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為
- (2) 暴力団の運営及びその活動に係る行為

(3) 建物及び備付物件をき損、滅失する行為

(4) 第6条の事業を妨げる行為

2 使用者は、市が次に掲げる利用を行う場合には、他の利用に優先するものとする。

(1) 公職選挙法に定める投票所

(2) 廿日市市地域防災計画に定める避難所

(3) 火災等の被災者のために提供する一時的な居住場所

(4) その他、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合の使用

(転貸禁止等)

第8条 使用者は、第3条第1項の使用の許可を受けた地区集会所（以下、「許可集会所」という。）を転貸し又はその使用权を担保に供し、若しくは譲渡してはならない。

2 使用者は第6条各号に定める事業の範囲において、第三者に対し許可集会所を利用させることができる。

3 使用者は、許可集会所の建物の現状を変更しようとするときは、別に定める様式によって市長の承認を受けなければならない。

(許可集会所の使用に伴う費用の負担)

第9条 許可集会所の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料その他の必要経費は、使用者の負担とする。

(許可集会所の原状回復)

第10条 使用者が許可集会所を荒廃、損傷し、若しくは滅失したとき、又は使用許可期間が満了し、若しくは使用の許可を取り消されたときは、速やかに原状回復しなければならない。

(使用許可の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 集会所を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。

(2) 不正の手段をもって第2条の許可を受けたとき。

(3) この要綱又は許可の条件に違反したとき。

(4) 故意又は過失により許可集会所を荒廃させ、又は損傷したとき。

(5) 正当な理由がないのに第13条の規定による指示に従わず、又は同条の規定による検査を拒んだとき。

2 使用者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、速やかに当該使用財産を返還しなければならない。

3 前2項の規定により許可を取り消された使用者は、これによって生じた損

害の賠償を請求することができない。

(許可集会所の返還)

第12条 使用者は、使用者の都合又は前条第2項の規定により集会所を返還する場合は、1月前までに別に定める集会所返還届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用許可に係る集会所の返還を受けるときは、当該財産の実態を調査し、双方確認の上、引渡しを受けなければならない。

(許可集会所の立入検査)

第13条 市長は、許可集会所の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、必要な指示をし、又は指定する職員に随時許可集会所の利用状況を検査することができる。

2 前項の職員は、同項の規定による検査を行う場合において、現に利用している集会所に立ち入るときは、あらかじめ、当該集会所の使用者の承諾を得なければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日告示第35号)

この告示は、令和5年4月1日に施行する。

附 則 (令和5年10月31日告示第243号)

この告示は、令和5年11月6日から施行する。

別表（第1条関係）

（全部改正〔令和5年告示35号〕、一部改正〔令和5年告示243号〕）

	名称	位置
1	佐方三丁目集会所	廿日市市佐方三丁目3番6号
2	佐方四丁目集会所	廿日市市佐方四丁目4番50号
3	佐方上集会所	廿日市市佐方626番地1
4	佐方西集会所	廿日市市佐方15番地2
5	佐方本町集会所	廿日市市佐方本町8番15号
6	大東集会所	廿日市市桜尾本町2番26号
7	桜尾一丁目集会所	廿日市市桜尾一丁目8番7号
8	桜尾二丁目集会所	廿日市市桜尾二丁目1番7号
9	廿日市一丁目集会所	廿日市市廿日市一丁目1番13号
10	城内集会所	廿日市市城内一丁目8番8号
11	須賀集会所	廿日市市須賀3番12号
12	本町集会所	廿日市市本町7番43号
13	可愛集会所	廿日市市可愛7番3号
14	天神集会所	廿日市市天神14番6号
15	平良山手集会所	廿日市市平良山手8番5号
16	新宮二丁目集会所	廿日市市新宮二丁目3番9号
17	下平良一丁目集会所	廿日市市下平良一丁目8番14号
18	中平良集会所	廿日市市上平良1306番地1
19	上平良集会所	廿日市市上平良1032番地1
20	速谷集会所	廿日市市陽光台一丁目1番地3
21	平良一丁目集会所	廿日市市平良一丁目11番9号
22	陽光台集会所	廿日市市陽光台四丁目10番地7
23	橋本集会所	廿日市市原560番地2
24	国実集会所	廿日市市原1376番地
25	川末集会所	廿日市市原1658番地
26	後畑集会所	廿日市市原2378番地2
27	長野集会所	廿日市市原164番地4
28	六本松一丁目集会所	廿日市市六本松一丁目8番9号
29	六本松二丁目集会所	廿日市市六本松二丁目20番1号
30	北山集会所	廿日市市宮内三丁目3番59号

31	北山２区集会所	廿日市市宮内１２６０番地８
32	宮迫集会所	廿日市市宮園二丁目甲１３１２番地
33	砂原集会所	廿日市市宮園七丁目１６５１番地１
34	的場集会所	廿日市市宮園七丁目１６５１番地５
35	佐原田集会所	廿日市市宮内４２４０番地２
36	畑口集会所	廿日市市宮内３６７０番地１
37	明石集会所	廿日市市宮内２８５６番地
38	河本１区集会所	廿日市市宮内二丁目３番３号
39	串戸五丁目集会所	廿日市市串戸五丁目３番２９号
40	串戸四丁目集会所	廿日市市串戸四丁目９番３２号
41	扇園集会所	廿日市市地御前一丁目１２番６号
42	地御前三丁目堀集会所	廿日市市地御前三丁目１８番３６号
43	地御前四丁目集会所	廿日市市地御前四丁目２０番１４号
44	港町集会所	廿日市市地御前一丁目５番３号
45	地御前北二丁目集会所	廿日市市地御前北二丁目１０番３０号
46	阿品二丁目集会所	廿日市市阿品二丁目１６番３４号
47	鼓ヶ浜集会所	廿日市市阿品三丁目１７番１５号
48	田尻集会所	廿日市市阿品四丁目４９番３１号
49	廿日市光ヶ丘集会所	廿日市市阿品一丁目２番８号
50	阿品台一丁目集会所	廿日市市阿品台一丁目４番４２号
51	阿品台二丁目集会所	廿日市市阿品台二丁目１５番２６号
52	阿品台三丁目集会所	廿日市市阿品台三丁目９番１号
53	阿品台四丁目集会所	廿日市市阿品台五丁目１番８３号
54	阿品台五丁目第一集会所	廿日市市阿品台五丁目２６番２３号
55	阿品台五丁目第二集会所	廿日市市阿品台五丁目３番１６号
56	阿品台北中央集会所	廿日市市阿品台北３１番１３号
57	阿品台北見晴らし集会所	廿日市市阿品台北６番１号
58	阿品台山の手集会所	廿日市市阿品台山の手１番１８号
59	宮園二丁目集会所	廿日市市宮園二丁目７番２２
60	宮園八丁目集会所	廿日市市宮園八丁目４番地１
61	宮園上二丁目集会所	廿日市市宮園上二丁目１番地１１
62	四季が丘二丁目集会所	廿日市市四季が丘二丁目１８番地
63	四季が丘八丁目集会所	廿日市市四季が丘八丁目３２番地
64	四季が丘九丁目集会所	廿日市市四季が丘九丁目１８番地
65	四季が丘十一丁目集会所	廿日市市四季が丘十一丁目３番地１９

66	吉末集会所	廿日市市玖島 9 7 0 番地 1
67	下川上集会所	廿日市市玖島 6 0 1 番地 1
68	大町集会所	廿日市市玖島 1 3 3 3 番地 1
69	平谷集会所	廿日市市玖島 2 1 7 2 番地
70	上川上集会所	廿日市市玖島 1 2 8 番地 4
71	大沢集会所	廿日市市玖島 2 1 7 番地
72	中村集会所	廿日市市玖島 3 3 8 9 番地 2
73	上大町集会所	廿日市市玖島 2 6 1 8 番地 6
74	永原集会所	廿日市市永原 7 3 7 番地 1
75	友田集会所	廿日市市友田 1 2 2 7 番地 2
76	グランドハイツ集会所	廿日市市峠 9 0 番地 2 6 7
77	佐伯光ヶ丘集会所	廿日市市友田 2 4 番地 4 9
78	昭和集会所	廿日市市峠 1 5 4 7 番地
79	権現ハウス	廿日市市峠 2 4 5 番地 6 4
80	河津原集会所	廿日市市河津原 7 4 9 番地 2
81	花上集会所	廿日市市津田 1 7 2 6 番地 1
82	林集会所	廿日市市津田 4 7 3 4 番地 5
83	中道集会所	廿日市市中道 3 8 7 番地 1
84	下栗栖集会所	廿日市市栗栖 8 8 番地
85	所山集会所	廿日市市虫所山 6 2 番地 3
86	助藤集会所	廿日市市虫所山 1 0 5 9 番地 2
87	小更集会所	廿日市市津田乙 9 0 番地
88	大虫集会所	廿日市市虫所山 1 3 7 4 番地
89	戸屋原集会所	廿日市市浅原 6 6 8 番地 5
90	小田原集会所	廿日市市浅原 1 7 7 7 番地 3
91	冷川集会所	廿日市市浅原 9 9 3 番地 1
92	成ヶ原集会所	廿日市市浅原 1 5 6 2 番地
93	市野集会所	廿日市市浅原甲 2 1 7 4 番地 1
94	小市集会所	廿日市市浅原 6 1 5 番地
95	本郷集会所	廿日市市浅原 3 0 6 6 番地 5
96	吉和第一集会所	廿日市市吉和 1 5 3 番地
97	吉和第二集会所	廿日市市吉和 7 3 8 番地 1 1
98	吉和第三集会所	廿日市市吉和甲 3 2 8 2 番地 1
99	石原集会所	廿日市市吉和 2 5 3 4 番地 1
100	鍛冶屋川集会所	廿日市市吉和 2 0 2 6 番地 1

101	吉和中央集会所	廿日市市吉和 3 6 2 4 番地 1
102	福面集会所	廿日市市宮島口上二丁目 1 8 番 5 号
103	青葉台集会所	廿日市市福面三丁目 7 番 7 号
104	柿の浦集会所	廿日市市宮島口東二丁目 1 2 番 2 1 号
105	大野 2 区集会所	廿日市市深江三丁目 5 番 1 0 号
106	対巖山集会所	廿日市市対巖山三丁目 6 番 7 号
107	更地集会所	廿日市市大野 1 9 0 9 番地 1
108	中山集会所	廿日市市大野 2 1 9 番地 2
109	大野 3 区集会所	廿日市市大野 5 8 2 番地 5
110	早時集会所	廿日市市大野 3 2 6 2 番地 2
111	早時第 2 集会所	廿日市市大野 3 4 0 6 番地 3 0
112	大野 4 区集会所	廿日市市大野 1 4 4 6 番地 4
113	宮島台集会所	廿日市市前空二丁目 9 番 2 1 号
114	物見山東集会所	廿日市市物見東一丁目 1 7 番 6 号
115	大野コミュニティセンター	廿日市市大野 4 5 2 1 番地
116	大野 6 区集会所	廿日市市大野中央二丁目 1 4 番 2 3 号
117	上の浜集会所	廿日市市上の浜一丁目 5 番 1 3 号
118	大野 7 区集会所	廿日市市大野原二丁目 4 番 2 4 号
119	梅原集会所	廿日市市梅原二丁目 8 番 1 6 号
120	大野 8 区集会所	廿日市市塩屋二丁目 2 番 3 2 号
121	沖塩屋集会所	廿日市市沖塩屋四丁目 2 番 1 号
122	大野 9 区集会所	廿日市市丸石三丁目 1 番 5 号
123	大野 1 0 区集会所	廿日市市八坂一丁目 1 2 番 9 号